

秋田市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の取扱要領

〔平成30年4月25日  
都市整備部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 様式は、次の表のとおりとする。

様式	様式の名称	根拠条文
第1号	木造住宅耐震診断支援事業 耐震診断士派遣申請書	要綱第7条
第2号	木造住宅耐震診断支援事業 実施同意書	要綱第7条
第3号	木造住宅耐震診断支援事業 市税納付に関する調査同意書	要綱第7条
第4号	木造住宅耐震診断支援事業 取下げ届出書	要綱第8条
第5号	木造住宅耐震診断支援事業 耐震診断士派遣承認通知書	要綱第9条第2項
第6号	木造住宅耐震診断支援事業 耐震診断士派遣不承認通知書	要綱第9条第3項
第7号	木造住宅耐震診断支援事業 取止め届出書	要綱第11条第1項
第8号	木造住宅耐震診断支援事業 耐震診断士派遣承認取消通知書	要綱第11条第2項 要綱第14条第2項
第9号	木造住宅耐震診断支援事業 耐震診断士派遣承認変更申請書	要綱第12条第1項
第10号	木造住宅耐震診断支援事業 耐震診断士派遣承認変更通知書	要綱第12条第2項

第11号	木造住宅耐震診断支援事業 耐震診断結果通知書	要綱第16条第2項
第12号	木造住宅耐震診断支援事業 委任状	要綱第19条第2項

(耐震診断士派遣申請書の添付書類)

第3条 要綱第7条の耐震診断士派遣申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象住宅の付近見取図
- (2) 対象住宅の着工時期および所有者が確認できる書類（建築確認通知書、検査済証、建物登記事項証明書、固定資産名寄帳兼課税台帳等）の写し
- (3) 対象住宅の所有者が共有であるときは、実施同意書（様式第2号）
- (4) 市税の完納が確認できる書類（納税証明書等）の写し又は市税納付に関する調査同意書（様式第3号）

- (5) その他建築指導課長が必要と認める書類  
(耐震診断士派遣承認変更申請書の添付書類)

第4条 要綱第12条第1項の耐震診断士派遣承認変更申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 変更に係る部分に関する書類
- (2) その他建築指導課長が必要と認める書類  
(委託料)

第5条 要綱第18条の支援事業の委託料は1件につき12万円とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月25日から実施する。  
(秋田市木造住宅耐震診断等補助事業実施要綱の取扱要領の廃止)
- 2 秋田市木造住宅耐震診断等補助事業実施要綱の取扱要領（平成26年

9月25日都市整備部長決裁)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。